

令和5年10月2日  
交 通 局  
水 道 局  
下 水 道 局

## 社会保険等加入を要件とした入札の実施について(委託・物品等契約)

公営企業局は公共調達の発注者として、都の事業を担う事業者が安全・安心な労働環境により適切な事業運営を実現し、担い手の確保が図れるよう、社会保険等加入を要件とした入札(委託・物品等契約)を実施することとしましたので、お知らせします。

### 1 実施内容について

物品買入れ・委託契約案件(特定調達契約案件を除く)について、社会保険・雇用保険加入事業者のみによる入札を実施します(適用除外「任意適用事業所」は入札参加可能です)。

### 2 適用開始日

令和6年4月1日以降に公表を行う入札案件から適用します。

#### 【問合せ先】

交通局資産運用部契約課契約調整担当	03-5320-6062 (直通)
水道局経理部契約課契約調整担当	03-5320-6402 (直通)
下水道局経理部契約課調整担当	03-5320-6561 (直通)

事業者の皆様へ

委託・物品買入れ等

## 社会保険・雇用保険の加入手続きはお済みですか？

### 労働者を雇用している事業者には 社会保険及び雇用保険に加入する法令上の義務があります

働く人たちの処遇を向上させ、安心して働ける労働環境を確保するために、社会保険及び雇用保険に加入することが必要です。

⇒委託・物品買入れ等事業者で未加入、未納のある事業者の方は、加入、納付をお願いいたします（適用除外「任意適用事業所」を除く）。

**交通局、水道局、下水道局では、令和6年4月1日以降に公表を行う入札案件については、社会保険・雇用保険加入事業者のみによる入札を実施します。**

※適用除外「任意適用事業所」は入札参加可能です。

## 社会保険・雇用保険とは？

### 【社会保険（健康保険・厚生年金保険）】

健康保険：労働者が病気や怪我をしたときに給付を行う制度

厚生年金保険：労働者が高齢になったとき、障害を負ったとき、亡くなったときに、年金や一時金の支給を行う制度

#### 加入義務

区 分	労働者5人以上	労働者5人未満
法人事業所（人数に関わりなく）	強制適用	強制適用
以下を除く個人事業主	強制適用	任意適用
個人事業主（農業・漁業・一部のサービス業※）	任意適用	任意適用

※一部のサービス業…旅館、飲食、理美容業など

## 【雇用保険】

雇用保険：労働者が失業したときに労働者の生活の安定を図り、再就職を促進するための給付を行う制度

### 加入義務

区 分	労働者 5 人以上	労働者 5 人未満
法人事業所（人数に関わりなく）	強制適用	強制適用
以下を除く個人事業主	強制適用	強制適用
個人事業主（農業・漁業）	強制適用	任意適用

## 社会保険・雇用保険に関する相談窓口について

社会保険・雇用保険の仕組みや加入手続の詳細については、以下の窓口にご相談ください。  
お近くの窓口は以下の URL から確認できます。

### 【社会保険（健康保険・厚生年金保険）】

→ **日本年金機構**

URL <https://www.nenkin.go.jp>

### 【雇用保険】

→ **公共職業安定所（ハローワーク）**

URL <https://www.hellowork.mhlw.go.jp>

社会保険・雇用保険加入に関し、**東京都社会保険労務士会**を通じて地域の社会保険労務士に相談することができます。

社会保険・雇用保険の届出等の事務処理については、社会保険労務士に代行を依頼することもできます。

**以下の URL からお近くの社会保険労務士を探ることができます。**

**東京都社会保険労務士会 URL <https://www.tokyosr.jp>**

### 【問合せ先】

交通局資産運用部契約課契約調整担当 03-5320-6062（直通）

水道局経理部契約課契約調整担当 03-5320-6402（直通）

下水道局経理部契約課調整担当 03-5320-6561（直通）